

美祿市と日本郵便株式会社美祿市内郵便局との包括連携に関する協定書

美祿市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社美祿市内郵便局（簡易郵便局を除く。）及び宇部郵便局（以下「乙」という。）は、両者が連携し、子供から高齢者まで誰もが暮らしに快適さを感じ、まちに活力があふれ、「住みたいくなる、住み続けたい」と思えるまちづくりを推進するとともに、幅広い分野において協働の取組を実施するため、以下のとおり包括的な連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携の下、甲が進める地域活性化に関する施策に対して協働で取り組むことにより、市民の暮らしやすいまちづくりの実現を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）地産地消の推進及び美祿市特産物・加工品等の振興・販売促進に関すること。
- （2）美祿市政情報に関すること。
- （3）移住・定住支援に関すること。
- （4）子供及び青少年の健全育成に関すること。
- （5）高齢者及び障害者への支援に関すること。
- （6）地域や暮らしの安全・安心及び防災対策に関すること。
- （7）環境問題の対策に関すること。
- （8）観光、文化及びスポーツの振興に関すること。
- （9）ジオパーク活動の推進に関すること。
- （10）その他、地域の活性化及び住民サービスに関すること。

（具体的取組の内容及び実施方法）

第3条 前条各号に定める事項を効果的に促進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとし、具体的取組の内容及び実施方法は、甲乙協議の上、取組ごとに別途取り決める。

2 乙は、業務に支障のない範囲で、前条各号に掲げる事項に積極的に取り組むものとする。ただし、前条各号に定める各連携事項の具体的な実施に伴う成果の利用、費用負担等については、甲乙協議の上あらかじめ明確に定めることとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了1か月前までに甲又は乙のいずれからも解約の申出がない場合は、1年間有効期間を延長する。その後もまた同様とする。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更を行うものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定による取組の実施に当たって知り得た個人情報を個人情報の保護に関する法律等法令に基づき取り扱うものとする。

（連絡会議）

第7条 甲及び乙は、本協定を実施するため連絡会議を設置し、原則年1回以上定期的な対話の場を設けるものとする。

（代表）

第8条 本協定の締結において、美祿郵便局長は乙を代表する。

（疑義の決定）

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、解決の方途を定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれの署名の上、各自その1通を保有する。

平成29年12月7日

甲 美祿市

市長

西岡晃

乙 代表

日本郵便株式会社 美祿郵便局

局長

生田康文